

議案第 4 3 号

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 6 月 1 1 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、提案するものであります。

専決処分の承認について

別紙のとおり専決処分したので報告し，承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成27年 3 月 3 1 日

調布市長 長 友 貴 樹

調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例

調布市都市計画税賦課徴収条例（昭和31年調布市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「又は第28項」を「，第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

附則第2項（見出しを含む。），附則第3項から附則第6項までの規定，附則第7項（見出しを含む。），附則第9項及び附則第10項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11項中「これらの規定」を「同条」に改める。

附則第12項中「第6項及び第7項」を「第5項から第7項まで」に改める。

附則第13項中「第11項，第15項から第22項まで，第24項，第26項，第30項，第34項，第35項若しくは第40項，附則第15条の2第2項又は附則第15条の3」を「第13項，第17項から第24項まで，第26項，第28項，第32項，第36項，第37項若しくは第42項，第15条の2第2項又は第15条の3」に，「第28項」を「第30項から第33項まで」に改める。

附則第15項中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条」に，「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市都市計画税賦課徴収条例の規定は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。